

平成 13 年 6 月現在の法令等に則した内容となっています。
個々の事例は、必ずしも事案の内容を十分に表現しているとはいえないため、類似事案に応用する場合には慎重を期する必要があります。

284 総資産価額（帳簿価額によって計算した金額） - 土地圧縮記帳引当金等がある場合

【照会要旨】

会社規模区分の判定に当たって、評価会社が土地圧縮記帳引当金等を計上している場合には、課税時期の直前期末における「総資産価額（帳簿価額によって計算した金額）」はどのように計算するのか。

【回答要旨】

圧縮記帳引当金勘定に繰り入れた金額又は圧縮記帳積立金として積み立てた金額については、各資産の帳簿価額の合計額から控除しない。

（理由）

法人が収用等に伴い代替資産等を取得した場合（措法64）や、特定の資産を買い換えた場合（措法65の7）等には、法人税法に定める各事業年度の所得の金額の計算上の技術的な規定による記帳、いわゆる圧縮記帳が認められており、評価会社の貸借対照表上は、

損金経理により取得した資産の帳簿価額を直接減額する

損金経理による圧縮記帳引当金勘定に繰り入れる

確定決算における利益処分により積立金として積み立てる

のいずれかにより数値が表記されることとなる。

しかし、会社規模区分の判定をする場合の「総資産価額（帳簿価額によって計算した金額）」は、直接、株式の評価額の算定に使用する数値ではなく、評価会社の会社規模に応じて適切な評価方式を適用できるよう、その判定基準として定めているものである。したがって、課税上の弊害がない限り、ある程度の簡便性に配慮することも必要と認められることから、「総資産価額（帳簿価額によって計算した金額）」は各資産の確定決算上の帳簿価額の合計額を原則としている。

このことから、収用や特定の資産の買換え等の場合において、圧縮記帳引当金勘定に繰り入れた金額及び圧縮記帳積立金として積み立てた金額、並び

に翌事業年度以降に代替資産等を取得する予定であることから特別勘定に繰り入れた金額は、帳簿価額の合計額から控除しない。

【関係法令通達】

評基通 178(1)、評価明細書通達第1表の2 1

平成15年8月改訂